

令和8年度（東栄町）第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（Cervus Nippon）

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、東栄町内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

ニホンジカの生息地の大部分は森林であるため、町内の森林の内訳を表1に示す。町内における民有林では、スギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が高く、コナラ等の二次林や天然林は16.3%と低い。特に、スギ、ヒノキ等の人工林の内、幼齢林を狙ってニホンジカが出没するケースが見受けられる。

森林以外にも農地及び耕作放棄地等、ニホンジカの食物（稲等の農作物、各種草木類等）が豊富に存在し、ニホンジカの好適な生息環境となりつつあり、耕作放棄地が増加している地域は、個体数増加及び分布域拡大を助長するものと考えられる。

表 1. 林種別森林等面積

（単位：ha）

| 計画区域町名 | 総数 | 立木地 | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 針葉樹 | | 広葉樹 | | (再掲) | | | |
| | | | | | | 人工林 | | 天然林 | |
| 東栄町 | 11,207 | 9,356 | 83.5% | 1,728 | 15.4% | 9,258 | 82.6% | 1,827 | 16.3% |

（単位：ha）

| 計画区域町名 | 竹林 | | 無立木地 | |
|--------|-----|----|------|-----|
| | 東栄町 | 10 | 0.1% | 112 |

（出典）「2020年度 愛知県林業統計書」（愛知県農林基盤局林務課 2022年度）

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンジカの分布域は、図1のとおり。東栄町では、愛知県の調査によると、令和元年度のニホンジカの分布域は、県東部のほぼ全域に及んでいる。

東栄町は全域がシカの分布域になるが、町北部及び東部にかけては特に生息密度が高いものと推定される。

また、愛知県内の令和6年度末における生息数は 20,857 頭（中央値）である。東栄町における生息密度は 15 頭/km²以上の場所もあり、県内でも密度が高い。

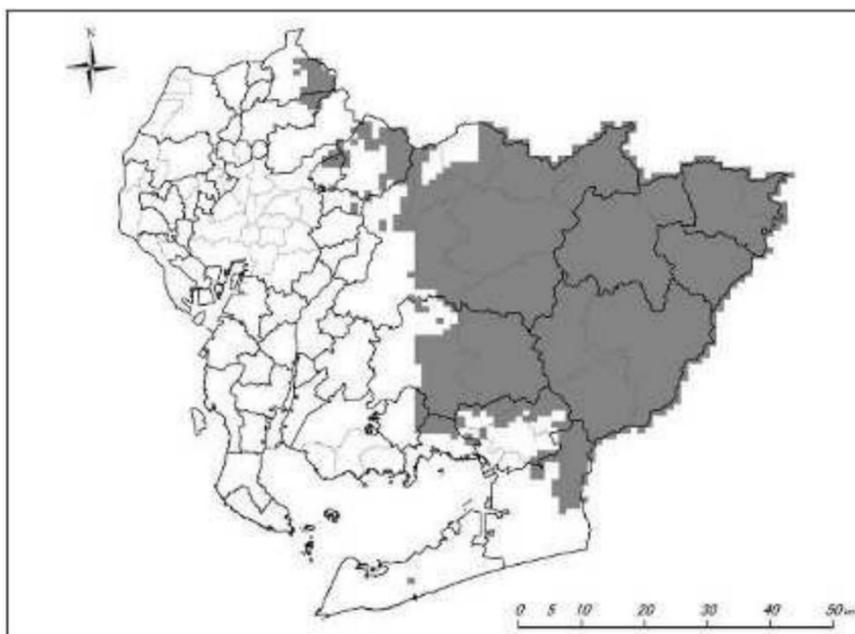


図1. 愛知県における分布域 (R元年度)

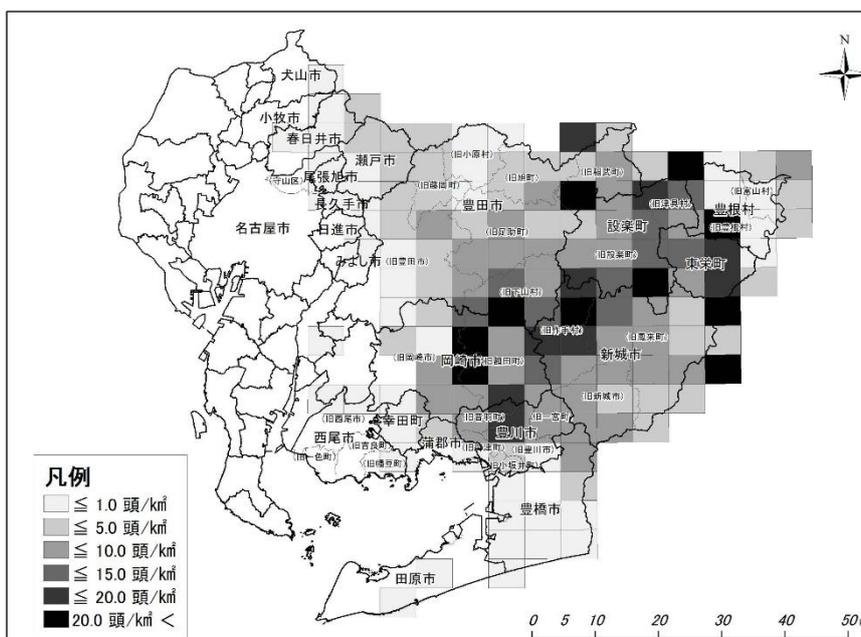


図2. 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R6年度)

(3) 被害の状況

対象区域における令和4年度から令和6年度までの地域別の被害状況を表2に示す。年度によりばらつきはあるが、小規模耕作者の被害は面積が小さいため実態を把握することは困難である。個々の面積が小さいゆえにダメージは大きく壊滅的な状態で、被害は非常に深刻である。また、農業被害以外に自動車との衝突、接触事故、民家庭先への侵入、獣によって運ばれるヤマビル、マダニの吸血被害といった生活被害についても顕在化している。

表 2. 東栄町における被害の状況

| | R4 年度 | | | R5 年度 | | | R6 年度 | | |
|------|---------------------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| | 被害面積 (ha) | 被害量 (t) | 被害金額 (千円) | 被害面積 (ha) | 被害量 (t) | 被害金額 (千円) | 被害面積 (ha) | 被害量 (t) | 被害金額 (千円) |
| 東栄町 | 0.6 | 10.2 | 1,584 | 0.7 | 11.9 | 1,833 | 0.7 | 0.9 | 1,480 |
| 被害作物 | 稲、果樹類、野菜（葉物野菜）、植栽木等 | | | | | | | | |

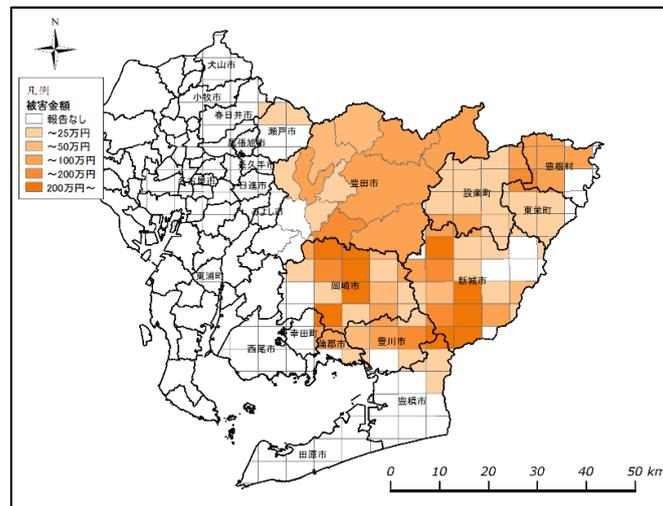


図 1. 愛知県における農業被害額 (R6 年度)

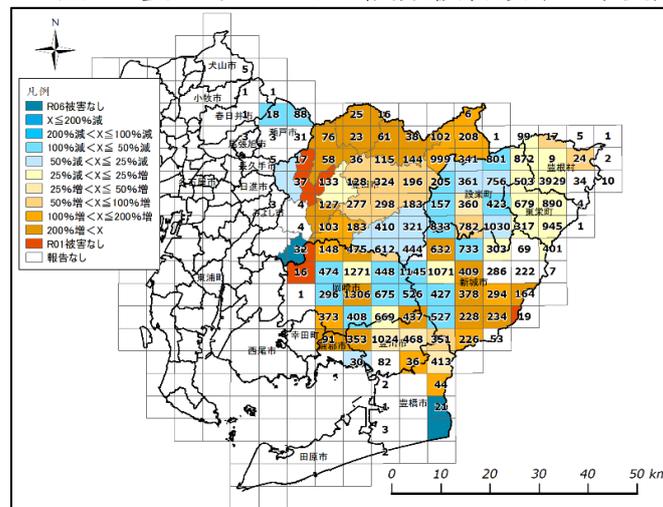


図 2. 愛知県における農業被害額の変化 (R元→R6 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり。

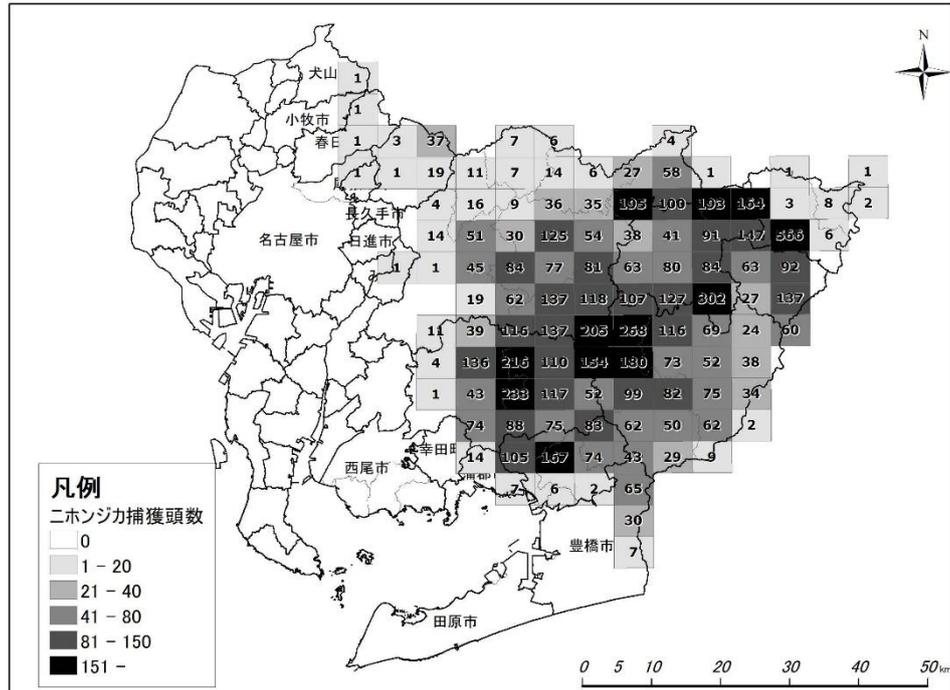


図 3. 愛知県における捕獲分布図 (R6 年度)

町内全域にわたり捕獲が行われているものの、5年前に比べて密度は増加または横ばいである。密度を減少させるには捕獲の強化が必要である。

表 3. 東栄町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

| | | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 (見込) |
|-----|-----------------|---|-----|-----|-----|-----|------------|
| 東栄町 | 捕獲頭数 (捕獲手法別) | 銃 | 231 | 267 | 158 | 163 | 160(125) |
| | | 罾 | 283 | 393 | 330 | 121 | 210(110) |
| | 捕獲頭数 (雌雄別) | 雄 | 166 | 244 | 175 | 92 | 113(78) |
| | | 雌 | 348 | 416 | 313 | 192 | 257(157) |

注 R7 年度は年度中のため、左に年度見込みを記載し右に () 書きで 4 月から 12 月までの捕獲実績を記載した。

イ 被害防除に係る対策

ニホンジカの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。現在のところ、電気柵による防除は「効果あり」との意見が出されているが、イノシシに対する電気柵とニホンジカに対する電気柵ではコードの張り方等を変える等の工夫が必要である。電気柵においては、コスト面での課題が大きいため、町にて設置に対する補助金を交付して普及に努めている。また、ワイヤーメッシュ柵の個別設置に対する補助についてはR3年度より開始し、継続する予定である。

捕獲による駆除を中心に、防除対策については環境管理に関する取り組みと併せ、広く普及していくよう引き続き両面から推進をしていく。

表 4. 東栄町における防除対策の実施状況

<単位：件>

| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 (見込) |
|-----|----------------|----|----|----|----|------------|
| 東栄町 | 防護柵(イノシシ・シカ柵※) | 1 | - | 1 | - | 3 (3) |
| | 電気柵 | 5 | 8 | 2 | 6 | 1 (1) |

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

環境管理として草刈りを各々の地域の状況に応じて実施されている。

表 5. 東栄町における生息環境管理対策の実施状況

| | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 (見込) |
|-----|----------------------|----|----|----|----|------------|
| 東栄町 | 藪・下草の刈り払い | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | 未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |

5 評価

町内全域において当該鳥獣の生息および被害が確認されている。被害軽減を目的として、防護柵設置補助事業および個体数調整を目的とした捕獲事業については、今後も継続して実施する見込みである。一方、捕獲事業に従事している狩猟者の多くが高齢であることから、将来的な事業継続のためには、新たな担い手の確保が喫緊の課題となっている。また、新規の担い手の多くは日中に就労しており、罾の設置を希望しても、毎日の見回りや捕獲後の対応を個人で行うことが困難な状況にある。このため、就労しながらでも罾の適正な管理が可能となるよう、複数人で罾を管理・運用する体制の整備が必要である。具体的には、働く世代の担い手を中心としたグループによる罾管理体制の構築を検討する。さらに、狩猟免許取得後に指導を受ける機会がなく、適切でない方法で罾を設置している事例も見受けられることから、新規担い手を対象とした適正な罾の設置方法に関する指導・講習の実施を推進する。

表 6. 東栄町における被害動向と対策の評価

| | 被害動向 | 捕獲対策 | | 被害防除対策 | | | | | |
|-----|------|------|---|--------|---------------|----------------------|----------------------|-----|-----|
| | | 銃 | 罾 | 防護ネット | 防護柵 (イ/シ用) | 防護柵 (イ/シ・ 沓用*) | 複合柵 (防護柵+ 電気柵) | 電気柵 | その他 |
| 東栄町 | 増加 | △ | △ | — | — | ◎ | — | ◎ | — |

| | 生息環境管理対策 | | |
|-----|---------------|----------------------|----------|
| | 藪・下草 の刈り払い | 未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採 | その他 (内容) |
| 東栄町 | ○ | △ | — |

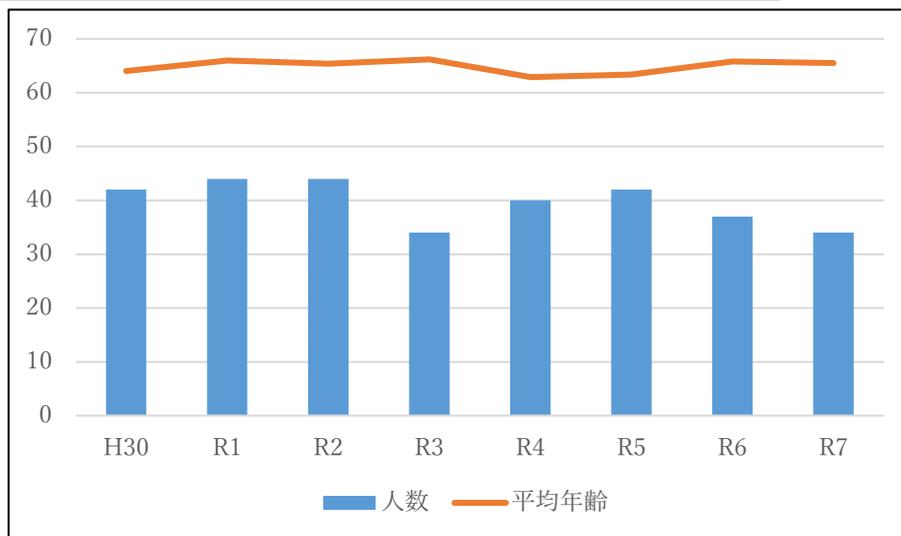


図 4. 有害鳥獣駆除従事者数

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、環境省のガイドラインに示された類型区分の考え方を参考に、ニホンジカの分布、生息動向、各種被害の状況等に基づき5つ(IからV)に類型区分を行い、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

東栄町は、表7の類型Ⅲに該当する。

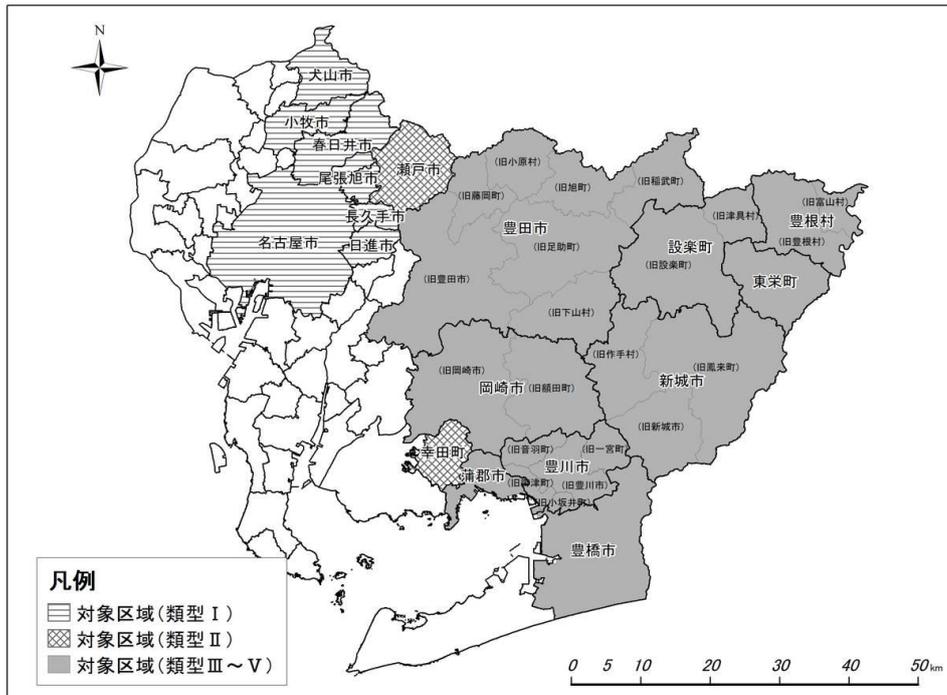


図 5. 対象区域及び類型区分

表 7. 生息状況の類型区分とそれぞれの目指すべき状態及び留意すべき点

| 類型 | 分布状況 | 生息状況 | 被害状況等 | 目指すべき状態及び留意すべき点 |
|-----|-----------------------|--|---|--|
| I | ・長らくニホンジカが分布していなかった地域 | ・分布は確認されているが定着は確認されていない。(メスが確認されていない) | ・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していない。 | ・適切な監視が行えるような体制を整える。 ・モニタリングを行い、IIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、捕獲体制を整備する。 ・移行が確認された場合はメスを含む捕獲を実施し、I～IIの状態維持を目指す。 |
| | | ・定着が確認され(メスが確認され、繁殖)、分布域が拡大している。 ・IIIの状態に近づくと、メス比が上昇し、繁殖も確認される。 | ・農林業被害、生活被害、生態系影響が顕在化していないか、局所的である。 | ・十分なメス捕獲を実施する等、適切な順応的な管理を行い、IIからIIIへの進行を抑制し、個体群の安定的維持に努める。 ・IIからIIIへの移行の兆しを速やかに把握できるようにし、移行が確認された場合は個体群変動予測に基づき捕獲数が過少とならないよう不確実性に配慮した目標を設定し、IIへの状態回復を目指す。 ・IIからIIIは最大の増加率を示す段階であるため、迅速な対応が必要である。 |
| III | ・従来からニホンジカが分布している地域 | ・個体数管理により個体数が減少傾向に至っていない。(3～5年程度の期間の傾向で判断) | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進む。 | ・IIIからIVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならないことから、捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定する。 |
| IV | | ・個体数管理により個体数が減少傾向に向い始めて間もない。(3～5年程度の期間の傾向で判断) | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。 | ・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、IVからVへの移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。 |
| V | | ・長期(10年以上)にわたって継続的な個体数の減少傾向が確認され、目標生息密度に近い状態が続く。 | ・被害対策を適切に実施しなければ、被害が恒常的に発生。 ・自然植生の衰退が進行しているため、植生回復が容易ではない。 | ・捕獲に当たっては、個体群変動予測に基づく捕獲数より多い目標を設定し、Vから長期的な目標状態への移行を見誤って再びIIIの状況に至ってしまうことは問題解決をさらに難しくしてしまうために避けなければならない。 |

出典：環境省「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編・2021(令和3)年)」

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

| 目 標 | 指 標 |
|----------------|--|
| 生息数の減少 | 推定生息数→10,000頭に減少させる |
| 生息密度の低減 | 生息密度5頭/km ² 以上のメッシュ数 →3割減少させる(2020年度比) |
| 分布の拡大防止及び縮減 | — |
| 農林業被害の未然防止又は減少 | 農業被害額、林業実損被害面積 市町村被害防止計画の達成状況 |
| 生態系被害の未然防止又は減少 | — |

東栄町は、類型Ⅲに該当する地域であることから、積極的な捕獲の実施により、生息数および生息密度の低減を図るとともに、農林業被害の軽減を重点目標とし、防除対策および生息環境管理の強化に取り組む。また、東栄町はニホンジカの従来からの生息地であることを踏まえ、生息数の推移に十分留意しつつ、個体群を長期的に安定して維持するために必要な生息環境の確保にも配慮する。

なお、現時点では個体数を低減するために必要な捕獲頭数が明確ではないことから、農作物および林業被害量、生息密度等の指標と照らし合わせながら捕獲目標を設定し、状況に応じて見直しを行う順応的管理を推進する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、県内全体で毎年度 6,000 頭以上捕獲することとしている。

(2) 捕獲計画

累計Ⅲに分類されている本町では、積極的な捕獲により生息数及び生息密度の低減を図るとともに、農林業被害の減少に重点を置く必要がある。なお、被害が生じている地域においては、加害個体及び人馴れ度の高い個体を中心に捕獲を実施する。町内における捕獲数を表 8 に示す。

表 8. 東栄町における令和 8 年度の捕獲計画（案）

| | 捕獲手法別 | | 雌雄別 | | 合計 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 銃 | 罾 | 雄 | 雌 | |
| 東栄町 | 160 | 240 | 100 | 300 | 400 |

(3) 計画を達成するために実施する対策

狩猟の担い手を確保するため、新たに狩猟免許を取得した者に対し、取得に要した経費（受験手数料、診断書作成手数料、講習会受講料、例題集購入費）の 2 分の 1 を補助する。あわせて、就労者が狩猟活動に参加しやすい体制の構築を図るとともに、新規狩猟免許取得者を対象に、わな猟における注意点や適切な設置方法等を説明する講習会の実施を検討する。

(4) メスジカの捕獲促進

従来、個体の確認が容易であることや捕獲従事者の狩猟習慣等により、オスジカが捕獲されやすい傾向にある。一方、ニホンジカは一夫多妻制であることから、個体群の増加抑制には、メスジカに対して高い捕獲圧をかけることが重要である。

このため、本計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲においては、妊娠期および授乳期に着目し、塩水によるメスジカの誘引捕獲を試験的に実施する。複数の捕獲従事者に協力を依頼し、その効果を検証しながら、メスジカの捕獲促進手法の確立を図る。

なお、オスジカについても、捕獲の機会損失が生じないように、引き続き適切な捕獲を行う。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

ニホンジカに対する防除効果が高いとされる電気柵およびワイヤーメッシュ柵について、広報等の複数の情報伝達手段を活用し、その普及を推進する。

また、既存の防護柵への侵入が確認され、通報があった場合には、現地において侵入原因の把握および必要な補修指導を実施する。

表 9. 東栄町における令和 8 年度の防除対策の実施計画 (案)

<単位：件>

| | 防除対策 | | | | | |
|-----|-------|---------------|----------------------|----------------------|-----|-------------|
| | 防護ネット | 防護柵 (イシシ用) | 防護柵 (イシシ・シ用 ※) | 複合柵 (防護柵+電気 柵) | 電気柵 | その他 (内容) |
| 東栄町 | - | - | 実施 | 1 | 6 | - |

※嵩上げ含む。

(2) 計画を達成するために実施する対策

電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置に関して事業者の 1/2 を補助する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

広報等の複数の情報伝達手段を用いて、藪の刈り払い、未収穫農作物の回収を呼びかけ推進する。

表 10. 東栄町における令和 8 年度の生息環境管理対策の実施計画 (案)

| | 生息環境管理対策 | | |
|-----|-----------|-----------------------|----------|
| | 藪・下草の刈り払い | 未収穫農作物の回収 ・放任果樹の伐採 | その他 (内容) |
| 東栄町 | 実施 | 実施 | - |

(2) 計画を達成するための実施する対策

藪の刈り払い、未収穫農作物の回収の重要性の周知に努める。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

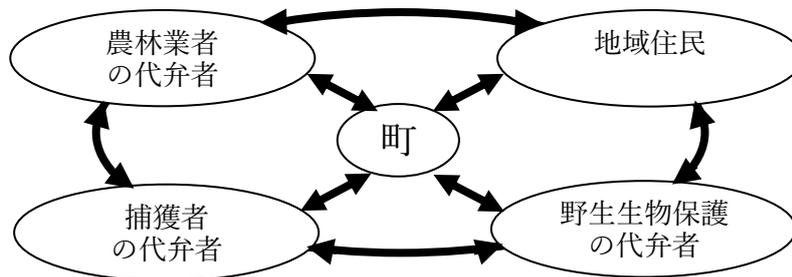


図 6. 計画作成の協議イメージ

【状況の把握収集体制】

○ 被害状況

・農林業被害

町が状況把握することはもとより、農協、農家、森林組合、林業者、鳥獣保護員、地域住民が被害状況を把握し、町に連絡する。

・生活環境被害

町が状況把握することはもとより、地域住民、町、県、警察、消防など状況を把握し、町に連絡する。

・生態系被害

町が状況把握することはもとより、自然観察指導員、住民、自然保護団体（NGO、NPO）、県、町などが状況を把握し、町に連絡する。

○ 捕獲状況

・ 狩猟による捕獲

狩猟者が毎年度県に提出する捕獲状況報告の内容を把握する。

・ 個体数調整による捕獲

町が実施する個体数調整を集計し、把握する。

○ 生息状況

・ 県が実施する生息状況調査結果（概ね5年ごと）に加え、狩猟者が県に報告する捕獲効率（C P U E）の変化を把握する。

・ さらに、地域の方々のほか、釣りや山菜取り等で地域に入る人の目撃情報も、町は収集し、これを加味して状況を把握する。

（2）市街地出没への対応

町内全域にて農作物への被害、目撃情報等が確認されている。しかし、ニホンジカと車等による衝突事故等の市街地出没に起因する被害の発生は確認されている。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、ニホンジカのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンジカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、豚熱ウイルスの拡散リスクを十分認識し、豚熱ウイルスのまん延を防止するために防疫措置を実施する必要がある。

また、ニホンジカが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症として Q 熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症として E 型肝炎等がある。県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンジカの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が行う安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

ニホンジカの捕獲を進める上で、捕獲したニホンジカを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。

このため、各種イベントを通じて、捕獲された個体の獣肉を使用した料理の試食会等を行い、ジビエに関わる取り組みを県内外へ発信し、自然の恵みとして獣肉の消費拡大に

努める。2014（平成 26）年 12 月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023(令和 5)年 10 月 10 日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、ニホンジカを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。